

明治二十三年九月

土耳其軍艦アルトグラ一号難事取扱二係ル日記

難事取扱事務出張所

出張吏員

東牟婁郡警察署長 清水廣次

同 古座分署長 小林征一

巡査

川島犬楠 森本角三郎 芦原亀二郎

岩橋富二郎 木村実 小山啓二郎

塩崎寿三郎 土屋森之丈

右

沖周あまね 菱垣芳松 橋爪仁蔵 山本重二郎

木野仲輔

明治二十三年九月十七日午前第十時三十分本村大字檜野崎灯台下東海岸なる字（こじよち）に於て外国商船難破に罹り（かかり）乗員の内死者及び負傷者有之に付医師同伴出張の義檜野崎区長齋藤半右衛門よりの届出に接したるを以つて直ちに其旨郡役所へ急行直夫を發し本県庁へは田邊電信局に囑託して電報を發せしめたと同時に医師松下秀伊達一朗の二氏に其旨を告げて出張の調度をなさしめ且つ食用品を調度し書記菱垣芳松及び傭員（よういん）等を随え巡査川島犬楠及医師同行出張の途負傷者の意外に多数なる事を承知し更に医師川口三十郎へも出張の義を照会し檜野区に到着せしは正に午前十一時三十分なりし

同時齋藤区長就き該顛末（がい、てんまつ）を尋問せしに本日午前第六時当地のもの採藻の為海岸へ出業の途次乗員に出会追々負傷者等の上陸しつゝある旨報し来りしを以て直に現場に至り視るに船体の破片宛も（あたかも）山をなし海面死体の激波中に浮遊しあるを以て直ちに人夫を出して負傷者を担荷寺院に移さしめ且つ灯台にも上陸しある由而して彼等の本国は土耳其たる事はやや判したるも未だ其汽船と帆走船とたる事及び商船と軍艦の区別且つ乗員の全数及死亡者の員数等言語不通の為め承知するに由なく唯上陸者凡そ六十余名にして内五十名は負傷者なり之を寺院と灯台官舎に居せしめ当地医師小林建齋をして治療を施さしめしも未だ全きを得ざるを告ぐ

茲（こゝ）に於いて医師松下秀伊達一朗と同行寺院灯台の負傷者を検するに灯台に居るも狭隘（きょうあい）にして到底加療せしめるに適せず故に施療を了したるものは重傷者

たるを以て之より直ちに同台官舎内に於いて治療施術し漸次（ぜんじ）和官舎に移したるものは漸々（ぜんぜん）大嶋に移す其数十八名其他の負傷者は寺院に送る右は灯台主任より事務上差支ふる旨を以て移転の事を頻りに（しきりに）協議せしを以て終に処置茲に（ここに）及びたり而して（しかして）医師川口三十郎は正午当地に着せしを以て之を寺院に向け同所負傷者二十余名を施療せしめたり

是より先き書記菱垣芳松雇員山本重一郎をして巡査同行遭難現場に出張せしめ専ら漂着の死体及び物品保安の事に従事せしむ

書記及び雇員等が現場に出張すると同時に灯台上陸せし重なり立ちたるものに就き難事の顛末を尋問せしも何分言語不明にして判然せざるも漸く（ようやく）手真似等を以て国名及び船形船号乗組人員等漸く※（ようやく）判然せり（※ノ木偏に肖と書く字は漸に変化？）

併し（しかし）ながら其の他の件に至ては兎角弁別する事を得ず故に灯台主任滝澤正浄に就き尋問せしに船種は帆走船にして横浜出帆は本月九日其後二日間長浦に検疫の爲め滞舟したる云々他は前聞と敢て（あえて）異なる所なかりき

然るに上陸しある乗員を視るの中には水兵の服を着するものあるに因り（ちなみり？）果して本船の軍艦たる事を承知し且つ死者の数百人に及びたるのみならず貴顕（きけん）身分が高く名声のあること）の向も乗艦あらせらる由粗ぼ承知し茲に（ここに）事の重大なる事を察し其談話せしものに就き自分と同行神戸に赴かん（おもむかん）事を謀りし（はかりし）に彼れは手真似を以て衣服と金銭なきにより仮令（たとひ）望むも得へからざるものゝ如く迷惑の旨申し立るに付其辺り（そのあたり）は渾て（すべて）拙者が弁理し幸に本日大嶋港に寄泊しある汽船防長丸にて同行出帆せん事を約す彼れ之を諾し尋て今一人を要し都合二人神戸に赴く事を決定即ち（すなわち）同道して区長事務所に帰る時正に午後四時なり

恰も（あたかも）好し此時防長丸船長運転手機関手等は此大難事を聞知し実況調査し且つ急時の便を得せしめん事を要し当地に來会するを聞き直に呼寄せ神戸へ出発する事を談せしに素より同業上の義務を以て応諾せり偶々（たまたま）船長及び機関手が英語に通し且つ久しく外国軍艦の乗員たりし趣を承知し之に命して通弁の事を託す其媒介を得て判明せる事項左の如し

- 一 土耳其軍艦 汽船
- 一 艦号 アルトグラ
- 一 馬力 六百馬力
- 一 トン数 一千一百トン
- 一 大砲 大十門 小十門
- 一 しょう（帆柱） 三本
- 一 艦員 六百五十名

内

五百八十七名 死亡
残員六十三名 存生上陸

内

五名 無事
五十八名 負傷者

皇族（土耳其皇弟たる事を述ぶ） フスマンパシヤ殿下

一等艦将 アレベール

二等艦将 ニユルベール

三等艦将 ナーマーツ

四等艦将 ハイダール

右四等艦将は予と灯台に於て談話し且つ神戸に至る為め当事務所に同行せし方にして英語英文字を能くし（よくし）為に聊か（いささか）談話の効あり而して（しかして）今ま防長丸船員の談話も専ら（もっぱら）本人との間に於て為したるものなり

楽隊長 イスマイル

右楽隊長は予と灯台より同行せし一人にし四等船長ハイダール氏と共に神戸に至りし人なり

一等機関手 イフラエンブ

二等機関手 アフメーバ

三等機関手 アリコー

横浜開攪（よこはまかいかく？かくの字は手へんでなく糸へん）は本月十四日にして神戸に到るの途次進航中同十六日午後第四時檜野崎暗礁（上み瀬へかみのせ）ならんに衝突し機関及び艦底破裂し激波の為め同十時頃灯台下東側海岸へ漂着せし云々（うんぬん）にあり

左の二名は難事実況具申処分と等に関し汽船防長丸にて神戸に到る然るに會て自分も同行の事を示したりしも本件処理の為同行し難きを告げ代理として臨時村役場雇員橋爪仁蔵を随行せしむる事に決し兵庫県知事へ対し右難事の実況を具し其処分方同国領事庁へ掛合等の依頼書付し旅費手宛として金十円はハイダール氏に貸与し十五円は付き添人橋爪仁蔵氏に携帯せしめ其衣食の如きは防長丸船長へ直接囑託して当地出發せしは午後五時頃なり

四等艦将 ハイダール

楽隊長 イスマイル

尋て本県庁へはさきの「字が印字できない…一文字 響の字の下部音が向になっている」に電報に対し通弁を得て聞取りたる詳細を再報すると共に海軍大臣及吳鎮守府へ対し各々電報を發す午後第五時過小林古座分署長は巡査を随え出張せり同十時ハイダール氏外一名を護送する為め随行の巡査を發せしむ

同夜当地に残りたる負傷者治療の為医師川口三十郎松下秀ノ二氏滞泊せしむ

同夜十一時特に直夫を馳せ明日前十時発の郵便を謀り県庁郡役所へ詳細なる書面を西牟婁郡（にしむろぐん）串本郵便局へ発送す

本日使役せし人夫は齋藤区長に於て雇入し専ら負傷者を担架及看護等に要するにあり
明十八日死体及船具の保安を要する為め直夫を馳て大嶋須江の両大字へ出夫を命し夫々計画を全ふす

本日死屍の検視を為したるもの 四人 但共同墓地へ埋葬

十八日 天気時として降雨

本日は海面漂流する死屍引揚の為め檜野須江大嶋に命して船及人夫を出さしむ而して須江出づるものは東南海岸を搜索せしめ大嶋より来るものは西内側浜海面を捜らしむるも激波の為め船を磯際に達する克わざるを以て各字よりの出夫は海岸船滓（かすの意）の内を搜索せしむ

午前十時檜野大龍寺にある負傷者は室内狭隘（きょうあい）を来し諸事不都合を感せるを以て四十五名を大嶋に移転せしむる事とし之に医師松下秀川口三十郎の二氏を付し小舟を要して同地蓮生寺に送る但し之を移転せしむる所以（ゆえん）のものは蓮生寺は構造大龍寺より広大にして且つ空気の流通食物の調達舟運の便等を謀るにあり

茲に於て大嶋蓮生寺を仮に負傷者の病室とし患者の軽重を区別し各自へ番号標を交付し之に看護者数十人を置き各受持を定めて看護怠らざるを勉め而して士官及び壯健者へは各室に小使を付し用を弁せしむ

食物は特に賄人（まかないにん）を定め其望む所を調度し其他の請求の物品は時々之を与ふる等其経済を取締る為め岩谷喜三平芝三次郎の二氏をして専ら之に従事せしむ

右大嶋に移転せしめたる負傷者等の監督は助役木野仲輔を以て統轄せしめたり

上陸者の内マタリー及ブフザン外二名を堅野に残したるは死体及臨機処分の件等商議を要するが為なり

同日午前十時東牟婁郡警察署長清水広治氏は巡查森本角三郎蘆原亀三郎の二氏を随へ出張せり尋て東牟婁郡長代理同郡書記坂本隆氏も出張せり

死体の海面に漂流するもの多きを以て一々所定の墓地に埋葬する事は実地の狭隘を来し加之里程（この字は辞典になし…元の字はノ木へんでなく示すへん）十余町を懸隔（けんかく）するを以て其運搬の不便より多額の費用を要するのみならず皇族の遺骸をも埋葬する計画なるを以て特に将来を慮り（おもんばかり）臨時警察官と申合せ更に便宜の地を選定して埋葬せん事を要し茲に於て（ここにおいて）軍艦遭難場に接近せる宇尾崎南側山野を以て埋葬地を設定し本日より取揚る所の死体は渾て（すべて？）茲に埋葬せしむる事と定む

前日漂着せし死屍四人は旧墓地に埋葬せしめたり

死体は渾て寝函を新調して埋没する事に決定せしより各所に馳せ用材を購求す

串本神田商会汽船部よりは神田丸會計鈴木純太郎外一名を当地へ出張応分の義務を果さん事を述ぶ

潮岬村役場より態々出張慰問せらる

本日より土耳其軍艦遭難事件結了に至る迄事務所を檜野に置く事を公示す

各大字重立たるものは本件に付義務を以て相当の役に従事せん事を申出により夫々へ人夫若干を付属せしめ人夫役の長とす

本日検視済死体四人、新墓地へ埋葬

十九日

本日は海上やや(ワードで表記不可能) 静穏なるを以て海面に散流せるもの及び海岸に漂着する死体曳揚の爲め数艘の小舟又は人夫を各海浜に馳せしめ専ら捜査の事に従事せしむ

当日は死体の揚げるもの頗る(すこぶる) 夥多(かた) なるを以て死屍(しし) に接するものは普通の人夫にて到底扱ひかねるにより更に「 (空白) 校訂版に従う) をして取片付方及び運搬の事を受負しむ賃金は死体一人に付四十銭と定む

皇族ヲスマンパシヤ殿下の容貌を詳知せしを以て特に新宮町以南西牟婁郡潮岬村に至る沿岸諸村へ通知し該遺骸と認むるものは埋葬に先ち急報せられん事を報告すると同時に出役の人夫に対し殿下の遺骸を認め之を引渡したるものには特別の賞与を為す旨を公示し以て皇族殿下の遺骸を速知する事に勉めたり

午後二時田原村役場より死体五人漂着せし旨直夫を以て照会し越したるにより皇族殿下の外は其他に於て埋葬被取計度(山本訳? 埋葬下さり取計いたく) 旨回答せり

乗員四名居残りの内ママタリー外一名は大嶋に移らん事を希望して止まざるを以て之を護送せしめブラザーン及付属一名は当檜野に在て専ら死体の艦別に従事せり此二名は齋藤半之右エ門に宿泊す

同三時頃前日大嶋に送りたる内機関手アリーフ水兵「パッサブヘフセー」及「デヌルジャーアシーン」同行檜野崎に來り死体等の検したる後灯台に休憩せるブラザーンに対し痛く論糾するものゝ如し暫して退出尋て小生はブラザーンと同行検視場に到らんとせしに卒然路傍に右水兵頭はれ彼のブラザーンを押し伏せ懷中を搜り指輪を奪わんとする状実乱暴極まる処置なるを以て立入り調停を試みしも却て予に抗するにより直に警部に報して之を制止す其原因する所を聞くに彼本日現場に來りし際上衣を着せし主計課員の死体あるにより其懷中を搜りしに一円銀貨一枚と都合二十銭銀貨一枚と都合二枚ありしを以て之を彼水兵二名に与へブラザーン自分は其指輪を取りて己れの指に嵌め(はめ) たるにより彼水兵は尚隱匿の疑念を起し茲に此争を呈出したるものの如し

其後三名は直に(ただちに) 大嶋に帰る

本日検視済死屍五十九人、内四人広浦埋葬 外五人田原へ

二十日 晴天

本日も海面に漂流する死体取揚の爲め各大字より舟人夫を出す

午前七時頃外国軍艦一艘西より來る当檜野崎則ち(すなわち) 土耳其軍艦遭難場所に近づき静に進航しつゝ大嶋港に向ひたりと暫く(しばらく) して大嶋役場より土耳其軍艦遭難者救助の爲め独乙軍艦入津せりと報し來り瞬間に直夫再三に及ぶ因て(よって) 態船を

仕立大嶋に向ひたるは正に午前第九時なりき然るに（しかるに）大嶋に寄港せし軍艦は独乙軍艦ウオルフ号にしてさ（この漢字はワードになし…郷の下に向）きに神戸に護送せしハイダール外一名の申立により兵庫県庁より同国領事へ掛合たるを以て右救助の爲め兵庫県外務課員長野桂太郎氏乗組当役場より護送せし橋爪仁蔵も同艦にて帰省せり

東牟婁郡長赤城維羊殿にも昨夜来大嶋に出張し負傷者の実況調査の爲め同地に滞在するを以て負傷者引渡方諸事取計中にあり囚て（とらわれて 囚てを誤植か？）寺院に至れば則ち早や夫々同艦へ積移し中にて艦長軍医兵庫県外務課員に接せしに右搭載の上は直に本艦を檜野崎に回漕し埋葬の式を施行すべきにより夫々準備の計画をなすべしと故に直夫を檜野係吏（けいり）に馳せ尚装置の器具等を回送せしめ郡長及木野助役と俱に（ともに）同艦に塔して船首を堅野崎に向けしは正午十二時なりし

進航中艦内発砲の準備を整へ正に灯台下に至りしは零時三十分然るに突然東風波の連て起り海岸を蹴てボートを漂着する克はず追々天候の不穩なるを以て汽笛一声を報して大嶋に帰港し郡長及小生等上陸同艦は瞬速神戸に向て進航せり正時午後一時なり

赤城郡長は遭難地視察の爲め檜野に到る木野助役随行せり

午後三時ゼルマン軍艦の入津せし顛末を海軍大臣及び呉鎮守府へ電報し本県庁へも特に負傷者等搭載の始末を郵報す

独乙軍艦へ負傷者及び壯健者合せて六十五名を引渡したるも其証明証を得ざる由に直に兵庫県庁外務課員へ依頼し同国領事館より書面の回送あらん事を託す

午後六時三十分神田丸大嶋に寄港するを以て必ずや官吏（かんり）の出張せしと察し同船に到るに果して秋山書記官の一行にて今回事代理として実地に向ひいたりして（しかして）土耳其軍艦遭難の事及セルマン軍艦の来りて負傷者を搭載し歸りたる顛末を尋問に応して答陳す同官の一行は大嶋播本政太郎方に宿せり

秋山書記官 警部補舟橋義一

本県雇井上齊 永井西牟婁郡書記

医師山本某

右五名なり

深見西牟婁郡書記及医師山本某は負傷者の神戸に向ひたるにより同夜神田丸にて帰田す
同夜赤城郡長は秋山書記官の照会により大嶋へ帰る既に午後八時なり
同夜西牟婁郡長秋山徳隣氏は書記一名を随へ大嶋へ出張せり
本日、検死のもの十八人

五人 下田原村へ

一人 串本へ

五人 浦神へ

二十一日 晴雨定かならず

午前第七時秋山書記官の一行及東西牟婁郡長及び随行郡吏員と共に大嶋より態船を發し檜野遭難の現場視察の爲に来る海面波高くして且つ強雨頻々一同困却漸く同八時檜野に達

す直に上陸現場に到らんとするに同所灯台下東海に我国軍艦の進航し来るを認め果して八重山艦ならんと思し予は書記官の命を奉して灯台に到り信号を以て艦名并に（ならびに）用向を問んとす然るに同艦は汽笛を發し運転を止めて徐々に大嶋港に到らんとす故に小舟を發して官吏実地出張の旨を伝へしめんとするも達するを得ず

故に予は赤城郡長に随い特に態舟を發して同艦に至る時已に午前十一時なり

然るに大島村役場木野仲輔及串本村長神田文左エ門の二氏は既に本艦訪問の爲め来るあり茲に（ここに）於て郡長は土国軍艦遭難の概略とゼルマン軍艦負傷者搭載の件等陳ぶ（のぶ）尋て小生はゼルマン軍艦の埋葬式準備せし云々を述へしに同艦に於ても現に死屍一人沖合に於て十ひ得たれば之が埋葬式を奉行せんとするにより該死屍は檜野埋葬地に回漕し追て士官兵員等実地に出張すべきにより夫々準備方を命せられ直に其旨を檜野駐在の吏員に急報し赤城郡長と供に士官兵員の一行に伴随して檜野埋葬地に到着せしは同日午後三時頃なり其会葬せし人員は士官官兵員共合計三十余名時に降雨頗る（すこぶる）繁きにより一時灯台官舎に休憩す葬儀を行ふに先ち本艦より携帶し来れる衣服を土国軍艦乗員ブラザーン外一名へ与へたり

午後四時半埋葬式を行ふ兵員二十五名は墓前に整列し指令官長一名之に属す他は艦長以下軍医大監及士官にして則ち発砲の礼式を行ひたるは同五時なり尤も（もつとも）皇族艦長以下兵員の墓前に於て拝礼せしは艦長及軍医并に（並びに）士官を初めとし尋て秋山書記官赤城東牟婁郡長沖嶋村長にして其式を了し土国軍艦乗員ブラザーン外一名同行檜野を發したるは最早（もはや）午後六時を過けり

夫れより（それより）人夫を要し提灯及篝火（かがりび）を点して之を送り又大嶋よりは同様仕度をなして之を迎へたり

茲（ここ）に一時の困難を來したるは八重山艦長途次疾病に罹り（かかり）歩行自由ならず故に医官并に（ならびに）士官属員一名と小生は人足播本清七と供に看護する中木野助役は迎の爲め人足を伴ひ來たり而して檜野よりも警部巡查并に医師人夫を出し大嶋へ担荷し着したるは午後十一時を過ぎたり

然るに先行せし一行海軍々医大鑑を初め秋山書記官其他随行官は尚村役場に在つて同艦長の来るを待つ艦長は山本重平宅に休憩し夜十二時頃夫々艦員と供に本艦に帰る

同夜士官兵員の帰途大嶋に於ては途次灯を点じて并行（並行）を便にし村に入りては浴道各軒に球灯を吊し村役場は軒灯に尚門前篝火を点じ乗船を便にする等百時行届きたる云々にて士官兵員に於ても満足せし旨秋山書記官より予に懇詞せらる

埋葬式に会せられしは

海軍大佐正六位勲四等八重山艦長 三浦 功（いさお）

海軍軍医大鑑正六位勲四等 加々美光賢（みつたか）

其他士官四名 水兵二十五名

秋山和歌山県書記官

随行 本県雇 井上齊 警部補 舟橋義一

東西牟婁郡長 随行郡吏員

東牟婁郡警察署長 古座分署長

引率各分署巡查

村長以下村吏員

檜野大嶋篤志者

右

同夜其筋よりの電報によれば土国負傷者は八重山艦に搭載し直に東京なる慈恵院に入れ療養せしむへき旨両皇后陛下の思召を被仰出候（山本訳…下され仰ぎ出で候）旨宮内省より達せられたりと故に本艦は明朝神戸に向い出帆すべきに付早天本艦へ出頭すべき旨を伝らる

本日検視済死体は 十四人

一人 三輪崎へ

三人 下田原へ

一人 スエヨリ

二十二日 強雨

午前六時秋山書記官の一行と共に八重山艦に到る小生は前夜人夫賃金等の件に付主計課に用をなす午前八時夫々別を告げて退艦直に本艦は神戸に向ひ出帆せり

秋山書記官の一行尚大嶋に滞在土耳其軍艦遭難実況書を認む

西牟婁郡警察署長官宮崎正和大嶋に出張す尋て東牟婁警察署長同古座分署長等書記官の旅宿に來り夫々用を了し西牟婁郡警察署長は任所に新宮古座署長は檜野出張に帰る

本日費用概算を調査する為め檜野出張の菱垣書記の帰省を命す尋て直夫を馳せ齊藤区長より精算書を徴す

同夜大嶋医師川口三十郎伊達一郎の二氏は負傷者の治療の顛末及右に關したる施術料及藥其他の物品は渾て（すべて）寄付せん事を書記官へ上申せり

本日検死済なし

同日太地村海岸へ漂流死体 十四名

二十三日 晴天

午前第九時秋山書記官の一行及赤城郡長牧野雇員等夫々帰在の為め申本に航（こう）右出発に際し特に書記官より将来の処置振（しよちふり）等左の通り命令せらる

一 海岸に漂着しある船滓（せんし／ふねかす）は其儘置く事

一 死屍は可成（なるべく）搜索埋没するを要し現に死屍の頭れ出るものは其儘（そのまま）存せざる様勉むべしと雖も（いえども）特に多額の費用を以て搜索するに及ばず

一 皇族オスマンパシヤ殿下の御遺骸は仮令（たとひ）数十里の外に現出するも可成（なるべく）本墓地に取寄せ埋葬すべし

秋山書記官へ本日左の篤志者を上申せり

- 一 大嶋医師松下秀外二名より治療及び薬価之に使用せし物品等渾て（ふるって）
寄付する事

- 一 神田清右エ門より煙草二十本入二百七十個贈進の事
- 一 大嶋村大字大嶋須江檜野より住民一戸一工の労役寄付の事

午後二時菱垣書記同行檜野事務所に戻り直に実地を視察するに本日は一時に死体三十余
艦底沈没の場所より浮上りたり故に死屍埋葬するもの甚だ多し右村長は不在中は渾て山本
橋爪二氏専ら之に従事す

本日、検死せし死体は三十一人 内五人広浦

二十四日 降雨烈風

本日は海上激波を起し到底小舟を出す克わす故に海岸に漂着する死屍の取揚方に専ら従
事せしむ而して（しかして）本日よりは予て（かねて）秋山書記官へ上申せし寄付人夫各
大字より出夫せしものをして労役に服せしむる事とす故に不時節柄なるを以て昼食料とし
て出夫一名白米四合を各大字区長に於て一時繰替へ給与する事と定む

本日検死済 二十五人 内七人広浦埋め 十人ありき

二十五日 晴天

海上やや隠静なるを以て小舟三艘を要し海面の調査に従事せしめ而して本艦底沈没のヶ
所を捜るも未だ詳明（しようめい）する克はず

各大字より出夫する人足は夫々組を分て死屍引曳（いんえい／ひきびき？）埋葬地の構
成等に従事せしむ

同日午前第八時清水警部同道艦体見分の為め灯台下に出張せんとせしに巡查森本角三郎
同岩橋富二郎の二氏は金銀貨を携へ来るに会す其由を聞くに本艦滓片漂着場字さぶ風と称
する処へ到りしに茲に（ここに）金庫の破碎せしものか白金斤袋の散在するにより取揚け
たるに金銀貨の混入しあるにより直に引揚げ持帰りたると因て（よって）清水警部及小生
巡查等四名立会の上取調たるに金銀貨及物品等あり直に其旨坂本郡書記へ申合せて引渡を
受け保管せり其種類即ち左の如し

記

- 一 金貨 大 百八十八個
- 一 同 中 二十八個
- 一 同 小 二十四個
- 一 蒔型穴明き金貨 大 八個
- 一 同 小 三十六個
- 一 銀貨 一円型 二百三十四枚
- 一 同 五十銭型 四枚
- 一 同 二十銭型 四十五枚
- 一 同 十銭型 十八枚
- 一 同 五銭型 十九枚

- 一 内国白銅貨 五銭 十二枚
- 一 同 二銭銅貨 三枚
- 一 外国銅貨一銭型 十五枚
- 一 同 大型 五枚
- 一 同 小型 四十一枚
- 一 黒皮狼口 一個
- 但し大の金貨一個金の紫石指輪一個銀象形一個入る
- 一 唐糸編袋 一個
- 但し一個鍵二個添う

右は巡查森本角三郎外一名十揚げの分

- 一 銀貨 一円形 四個
- 一 同 五十銭形 一個
- 一 同 二十銭型 一個

右は巡查芦原亀三郎外一名役場員山本重一郎同立会の上海岸に於て拾い得たる分

以上夫々保管方東牟婁郡警察署長より引渡に付き檜野灯台原野に於て之を受く

本日夜係官一同相会し互に労を慰す

午後十時大嶋役場より直夫来る刺病三名発病せりと聞き直ちに直夫と共に大島に帰省せしは十一時を過く

本日検死済死体 三十人

二十六日 晴天海上静

午前第六時大島出夫の内小舟一艘を仕立て字金山海岸に漂着する死体を檜野崎埋葬地に回漕せしむ

同時大島小山泰助来り長崎県水潜師の希望により土国軍艦沈没の実況視察の義を申出たるにより直ちに同舟に乗込檜野に来りたるは午前第九時なり

夫より(それより) 上陸現場を視るに充分水潜し得るを以て則ち清水小林の両署長へ臨検を請はんとせしに既に大島に引取たるを以て巡查木村実を臨検せしめ水夫を増して現場に至り海底を調査せしめしに舟体を存するなく唯各所に大砲及銃砲弾丸等各所放散乱死屍は僅に(わずかに) 六名あり然れも(しかれも) 皆舟滓等の圧せらるたるは到底引揚るを得すと而(しか) して右搜索の際揚陸せし物品は左の如し

- 一 葵紋付銀さや日本刀 一振
- 一 さやなし 同 一振
- 一 士官用サーベル 八個
- 一 兵士用サーベル 二個
- 一 ピストル 二個
- 一 銀燭台 一個
- 一 銃鞆(じゅうほう)元字は火偏) 二挺

- 一 双眼鏡 二個
- 一 据付眼鏡 一個
- 一 花瓶 一個
- 一 金モール鉢（かざり…元字は金偏に芳）二個
- 一 寒暖計 一個
- 一 メートル計 一個

右巡查木村実同小山某と役場員立会の上調査し之を村役場に保管す其水潜師は左の如し

長崎県長崎市桶屋町三十六番地 水潜師 平井好太郎

右舟乗組水夫三輪崎村 岩崎栄七外三名

引受宿 大嶋村 小山泰助

右終業の上坂本郡書記と申合二十七日午前中更に他の二三ヶ所を搜索せしむる事とす

本日午前十時東牟婁郡警察署長及古座分署長巡查森本角三郎等夫々帰任左の巡查をして
当分当地取締をなす

木村実

小山啓次郎

岩崎富二郎

午前第五時坂本郡書記は大島迄引取れり

同時木野助役より金銀貨領受証受理之を警部に差し出さする旨写を以て照会越たるを以て発照の処（ところ）残包金貨一個相違の廉（かど）あるにより直ちに役場及古座分署在清水警部森本巡查へ直夫を馳せて照会せしに同夜午前一時森本巡查来り取調たる同人手帳にも明瞭なるにより因て小生申出の如く訂正を本県警部長へ申告せり

同夜大字檜野人民一同に会土国軍艦に係る物品保安の件及ひ将来競て義心を起し供に戒慎取締方注意せしむ

本日検死済 十二人 新墓地 内一人 大しま金山より回送す

二十七日 晴天海上静

午前第五時水潜器械当地へ着す因て橋爪仁蔵及小山巡查岩谷源兵衛人夫三名を乗組せ現場を搜索せしむ

森本巡查は新宮に帰る

本日檜野医師小林建齋より治療併薬価は渾て（ふるって）寄附せん事を要し知事宛書面を呈す

新設埋葬地は大字人民より頭立の意見に任放し（まかせはなし？）可成（なるべく）寄付を望むにあり

フラサーン外一名に係る十八日以降二十日迄宿泊料は齋藤半之右エ門より無料寄付申出たり

寺院学校を使用せし借家料は皆以て関係者の寄ふと定む

本日を以て死体埋葬等西向住民の受負を止む因て受負中埋没の数を照査するに

十九日 四十八人 二十日 二十五人 二十一日 十四人

二十三日 三十三人 二十四日 三十一人 二十五日 三十人

二十六日 十二人 二十七日 一人

斗 百九十二人 但しすえ一人共

右勘定支払は齋藤区長へ托す

午前十一時水潜師業を止む本日は激波為充分海底を捜り得難くに付同時業を止むるにあり其序に揚げたる物品は左の如し

一 銅ホート 三本 一 エンプ網

右

前日来揚陸せし物品は夫々目録を付して水潜師舟へ送達す

午後一時一旦事務所を引払ひ沖村長以下山本等大島に帰任す菱垣書記は残務取締してた景迄残る

明日よりは榎野人夫十名を要し海岸漂着の金属物品を揚陸せしめ尋て埋葬地構成の事に従事せしむる事等区長へ囑託せり

午後三時雇員橋爪山本両氏と供に大島に帰る

菱垣書記は本日出夫の人夫を引払ひたる上帰任の事を命す残務に従事せしむ

坂本郡書記は帰任の為め串本に航したり

二十八日 晴天

本日は村祭に付一日休業す

二十九日 晴天

菱垣書記榎野区へ出張の義申出たるにより諸事取締向を示したり

郡長に対し舟淬の内に圧死する死体四個を発見せしに付取出しの件処分稟請す

主任書記菱垣は出張に会し刺病を發し為めに出張する克はず因て其旨区長を通じ暫く代務を命す

三十日 晴天

本日本島寄付人夫々山本多吉郎取締の為め出張せしむ

齋藤区長へ諸事不取締なき様内に示し併せて川島巡查の帰省を促す

本日検視せし死体 四人

内三人は須江に埋葬す

内一人はかしの本埋葬地へ

須江浦人夫は死体取片付の為め使用し墓地構築へは出張せず

本日本水難救済会事務員及県属等来り救難所本地へ設置の事を協議せり実地点検の上串本に航す

十月一日 晴天

本日は出夫を見合せり天候晴雨定まらされはなり

午前第九時古座分署長来り水潜器使用の件を協議す直ちに坂本郡書記へ宛其旨を通じ更

生を請求す

月 日	櫛 野 埋 没	月 日	他 所 埋 没
十七日	四人	十七日	
十八日	四人	十八日	
十九日	五十九人 内四人ヒロ浦	十九日	五人 但下田原
二十日	十八人	二十日	十一人 五人田原 一人串本 五人田原
二十一日	十四人	二十一日	四人 一人三輪崎 三人田原
二十二日	○	二十二日	十四人 但し太地
二十三日	三十二人 内一人ヒロ浦	二十三日	
二十四日	二十五人	二十四日	一人 須江
二十五日	三十人		
二十六日	十二人		
二十七日	一人		
斗	百九十九人		
	五人名人夫扱 百九十一名		
	又一名 合計百九十二名		
三十日	一人 旧墓地に埋	三十日	二人 須江 三人 通夜島に
十月六日	一人 アノキ谷墓地へ		
十月七日	十人 舟滓中より引出し新 墓地へ		
十月八日			

死 体 埋 葬 調

領収書

記

- 一 葵紋付銀サヤ日本刀 一振
- 一 サヤナシ 同 一振
- 一 士官用サーベル 八個
- 一 兵士用サーベル 二個
- 一 ピストル 二個
- 一 銀燭台 一個
- 一 銃砲 二挺
- 一 双眼鏡 二個
- 一 据付眼鏡 一個
- 一 花瓶 一個
- 一 金モール飾(かざり…元字は金偏に芳) 二個
- 一 寒暖計 一個
- 一 メートル計 一個
- 一 エンホ綱 一括

右は土国軍艦に属する

明治二十三年九月二十六日

東牟婁郡大島村長

沖周(あまね)

古座分署長小林征一殿

記

- 一 鉄ホート針 三十九括
- 一 銅ホート外に延板ノ一 一 二括

右は土国軍艦に属する漂着品正に保管候也

明治二十三年九月二十七日

村長名

古座分署長小林征一殿

土艦遭難に係る日記

樫野区長報告

九月二十八日 両日は三字とも出夫なし随て事の記すべきなし

同 二十九日

同 三十日 午前第八時大字須江より人夫十六人着同時に須江区事務所取扱より其属嶋なる通夜嶋に死体二人漂着しある旨届け来る依て只今着到の人夫は右死体取片付として直に帰せしめ小生は検視として巡查小山啓二郎氏同行該地へ出張夫々手順を了して帰省夫より現場人夫見廻りとして直に新埋葬地へ到りしに当地小字足の浦海岸に頸骨より上み断ち切れて無き死体一人漂着しある旨告げ来るに因て一人の賃金二十五銭の定めを以て四名の人夫を雇ひ入れ検視巡查川嶋犬楠氏同行該海岸へ出張方の如く死体は酒樽に収め字上の鼻墓地即ちさきに埋葬せし水兵四名墓側に葬る

須江より寄付せる出夫は本日をも以て満員を告ぐ

午前四時小山巡查は須江出張先きより帰る

十月一日 記事なし

十月二日 後五時遭難現場に於て村田銃及袋包一個を十得巡查岩橋富二郎氏立会せしに在中の物品左の如し

記

一	シャツ	九ツ	一	チョッキ	一ツ
一	ズボン	三ツ	一	上衣	二ツ
一	小蒲団様寝具	一ツ	一	珠数	二ツ
一	靴下	二足	一	匙	一ツ
一	金刺	三ツ	一	鏡	一面
外に村田銃及銃剣等なりし					

十月六日 当地小字あの木の浜海岸に死体一人漂着せしを以て巡查の検視を受け埋葬人夫の賃金は前日同様の定額を以て四名の人夫雇入れ夫々手順を了して新墓地に葬る
右自九月二十八日至十月六日 記事前出の如し

村長 沖 周 殿